

# /**///////** 設備使用見積依頼書

一般社団法人電線総合技術センター宛

※太枠内	をご記入ください			見積依輔	頭日	年	月	日
申込者			支払者(請求	求書の宛名)	※申込	者と同じな	場合は記	八不要
会社名			会社名					
住所	〒		住所	〒				
部署•役職			部署·役職					
氏名			氏名					
電話番号	FAX番号		電話番号		FA	X番号		
E-mail 設備名			E-mail					
武験試験機関では、一試験機関では、一試験機関では、一試験機関では、一定を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	使用日時 科 要(使用目的) の注意事項(試料の危険性、燃 (その他、必要に応じてご記入く		の有毒性、廃棄	時の注意点	等)			
※ 下記事項	<b>∮へのチェックをお願いします。</b>							
	験・設備使用業務約款」の確認		確認しました					
「キャン	ノセルポリシー」への同意		同意しました					
JECTEC記 1. 受付No. 2. 受付日/受 3. 実施予定 4. 実施担当 注文書確認 使用完了日	受付者 日 者	記録欄			承認試験活	改-0	改-	改- /

## 一般社団法人電線総合技術センター 受託試験・設備使用業務約款

#### 第1条(目的)

本約款は、委託者からの発注により一般社団法人電線総合技術センター(以下 JECTEC という。)が受託する評価・分析・試験業務以下、受託試験という。)、又は 委託者による設備使用に関する業務以下、設備使用という。)を遂行するために、委 託者と JECTEC の間で成立した個別契約の円滑な履行に関する基本的事項を定めるこ とを目的とします。

#### 第2条 (適用)

委託者及びJECTECは、本幹点及び第3条で成立した個別契約に従い契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約点の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

## 第3条 (個別契約の成立)

委託者がJECTEC 所定の試験見積依頼書又は設備使用見積依頼書に必要事項を記入 したものをJECTEC へ提示し、それを受けたJECTEC が見積書と当該業務日程を提 示し、委託者がこれを承諾して試験主文書又は設備使用注文書を提出したとき、受託 試験又は設備使用の個別契約は成立するものとします。

#### 第4条 (試料等の提供・返却)

委託者は、受託試験又は設備使用に必要な試料扱び技術情報をJECTECに無償で提供するものとします。

JECTECは、委託者が希望する場合には、返却可能な試料を速やかに委託者に返却します。なお、返却に要する費用は、別に定めがない限り、委託者の負担とします。

### 第5条 (個別契約の変更・解約)

委託者及びJECTECは、個別契約の履行が困難な事態が生じた場合、双方の合意をもって個別契約を変更又は解約することができるものとします。なお、委託者が変更又は解約を申し出た場合、委託者は、別表に示すキャンセルボリシーに基づきキャンセル料をJECTECに支払うものとします。

#### 第6条 (委託者の立会い)

委託者の受信試験への立会い又は設備使用は、JECTEC 営業日の900~17:00 とします。前記時間外又は営業日以外の受託試験への立会い又は設備使用は、お断りすることがあります。

## 第7条 (設備使用に関する補償)

設備使用において、委託者の責に帰すべき事由により設備に故障、損傷又は何らか 本約款に定めのない事項又は本約歳の異常が発生した場合は、委託者はJECTECに対して修理代や損失の補填に要する費 て協議の上、解決するものとします。 別表:

## 第8条(空記験の報告書)

JECTECは、個別契約で定められた期日までに受活は験を実施し、原則として委託者と合意した期日までに報告書1部又は指定部数を委託者に提出します。報告書へ記載する宛名は委託者名とし、委託者以外の宛名での報告書は発行しません。

報告書の再発行は、発行後1年以内に限り、委託者が試験見積依頼書により申請する ものとします。また、再発行手数料を別途申し受けます。再発行時の試験報告書の試 料名の変更はできません。

#### 第9条 (料金の支払い)

委託者は、個別契約で定めた料金を消費税額相当分と併せて、受託試験・設備使用の開始前、又はJECTECが発行する請求書に記載された期日までにJECTECの指定する銀行口座への振り込みにより、支払うものとします。また、振込手数料は委託者の負担とします。

#### 第10条(秘密保持)

JECTECは、個別探りの内容、受託試験又は設備使用の結果及び委託者から提供を 受けた技術情報又は商務情報のうち秘密と特定された事項に関して秘密を厳守し、委 託者への書面による事前の同意なしには、当該業務の目的以外に使用せず、かつ第三 者に開示せず、また漏洩しないものとします。

JECTEC は、第三者に試験の全部または一部を外注するときは、必要な情報を当該外 注先に開示します。ただし、JECTEC は、当該外注先に対して、JECTEC が前項の規 定にもとづき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

#### 第11条 (免責)

委託者が受託試験又は設備使用の結果を利用することにより生じた直接損害・間接 損害については、JECTEC は一切の責任を負いません。

2. JECTEC の責めに帰すべき理由により当該業務の遂行方法に誤りがあったとき又は 業務を完遂できなかったときは、JECTEC は委託者と協議の上、次に掲げるいずれか の補償を行います。

- (1) JECIEC の費用負担のもとに当該業務の再実施を行う。
- (2) 受託料金の減額または支払済みの料金の全部または一部を返還する。

ただし、本措置に関する連絡は、個別契約終了後1年以内とします。

## 第12条 (不可抗力)

天災地変、内乱等、その他やむを得ない理由により、個別契約の履行不能又は履行 遅延、試料の破損等が生じたときは、委託者又はJECTEC は相手方にその旨を通知す ることにより個別契約を終了させることができます。費用の取扱いについては、両者 協議してその措置を決定するものとします。

## 第13条 (協議事項)

本終款に定めのない事項又は本終款の解釈に疑義が生じたときは、両者誠意を持って協議の上、解決するものとします。 以上

別表:キャンセルポリシー

3342								
キャンセル日	キャンセル料							
(実施予定日より)	購買費※	購買費を除く見積金額						
~10営業日前		-						
9~4営業日前	100%	25%						
3~1営業日前	10076	50%						
当日		100%						

※当該試験にのみ使用する物品購入費、レンタル料、外注費用等